

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：11601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380094

研究課題名(和文)被災地の視点での原子力災害に対する補償問題

研究課題名(英文) Problem of Compensation for the Accident of Fukushima Nuclear Power Plant from Viewpoint of Victim

研究代表者

富田 哲(TOMITA, TETSU)

福島大学・行政政策学類・教授

研究者番号：40197926

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：福島第一原子力発電所の事故はさまざまな法的問題が発生させた。とりわけこの事故によって生命・財産に対する膨大な損害が発生した。損害賠償を求めて、東京電力に対する直接賠償請求、ADRセンターによる和解あっせん、民事裁判などが行われている。その他、原発事故に起因する労働災害とか雇用問題、応急仮設住宅の問題なども発生している。本研究は、「福島」という被災地の視点から見た賠償問題等を検討したものである。

研究成果の概要(英文)： We sustain great damages by the severe accident of Fukushima nuclear power Plant. People have negotiations with Tokyo electric power Inc.. They offer reconciliations in ADR-center. They also institute civil suits. The accident cause workmanns compensation and employment problems and housing proglms. We conduct this research from viewpoint of victim in FUKUSHIMA.

研究分野：民法学

キーワード：損害賠償請求 ADR 慰謝料 因果関係 原発労働災害 応急仮設住宅 謝罪金 民事裁判

### 1. 研究開始当初の背景

2011年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が過酷事故を起こし、さまざまな法的問題が発生した。とりわけ原発のおかれている浜通りから福島県内および県外に膨大な数の指示避難者を出したうえ、中通りからも多数の自主避難者を出しており、現在まで避難生活が継続している者も多い。

民法の分野においては、東京電力に対する損害賠償・補償の問題が重要な課題となっていた。損害といっても、避難費用・帰宅費用、放射能汚染に対する検査費用(人身および財産)、精神的損害、営業妨害、就労不能による損害、自主的な除染費用など多くの項目に及んでいた。さらに原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)は民法の特別法であるため、原賠法に規定がない場合には、民法が適用されることになる。たとえば、原発事故と損害の発生との因果関係であるとか、損害賠償請求の期間制限として、民法724条の短期3年、長期20年の適用問題などが浮かび上がっていた。また原発の促進は国策でもあったために、国の責任ということもクローズアップされていたのである。

このような原発事故に対する民事責任・行政責任の問題を追及することが、被災地にある大学の使命であると考えた。

### 2. 研究の目的

震災および原発事故から5か月余りが経った2011年8月に、原子力損害賠償紛争審査会は、「中間指針」を提示し、その後、4次に及ぶ追補が出されている。早急に中間指針が出されたことを評価しつつも、精神的損害にしろ財産的損害にしろ、被災者・被害者・避難者の納得できるものとは到底いえない内容であった。それゆえ「福島」「ふくしま」という被災地・被害者の視点からして、どのような法的解決が望まれるのか、とくに東京電力に対する損害賠償・補償問題のあり方を検討することが必要となった。

そこで第1に、被害者が東京電力に対して賠償を直接請求する場合のみならず、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)における和解あっせんにおいても、原賠審の中間指針が大きな影響を与えることが予想されたために、これらも視野においた解決指針を提示することであった。

第2に、直接請求およびADRでは満足のいく解決がなされないとして、民事訴訟に踏み切った被害者・避難者も多く、そのために福島県内のみならず、北海道から関西まで全国各地で非常に多くの訴訟が提起されている。そのためこれらの訴訟に対して、有意義な法的構成を提示できることを念頭においていた。

### 3. 研究の方法

福島に地にいると、避難者・被害者と日常

接していることになる。その点が被災地の外からの調査者と異なるところである。調査に際して、被災者から外部の調査者に対する「物見遊山」という非難めいた声を何度も聞いた。

それゆえ、第1に原発事故における被害者・避難者からの直接の聞き取りから始めること。

第2に原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)における和解あっせんの実態を調べること。

第3に福島において原発の民事訴訟を担当している弁護士等への聞き取りとか、全国各地で民事訴訟を展開している弁護士等が加わっている研究回答に積極的に参加して資料の収集に努めたところである。

その他、町の法律家として、被災者に直接接している、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等からも間接的に被災者の声を集めた。

そのうえで、民法・行政法・労働法・法社会学といった多様な研究者集団であることを生かし、かつ研究者自身の研究分野に即して課題を求めていくことにした。

### 4. 研究成果

原発事故は現在でも収束していない。チェルノブイリ事故のことを考えると、健康被害はこれから発生することが予想される。除染はある程度すすめられているが、子ども・妊婦が安心して暮らせる状況かと問われたならば、決して、Ja!とはいえない。それゆえ、研究成果は「中間報告」としての意味をもつものといえよう。

それゆえ、研究成果として、一応、『被災地の視点での原子力損害に対する賠償問題』(2016年3月)の報告書にまとめることにした。これは研究を進めていく中で、各人が関心をもったテーマにつき、論文の形でまとめたものである。年月日を締め切りとしたので、提出に間に合わなかった者もいたが、原発事故が収束していないのと同様に、研究もこれで終りということはないので、今後に期待することにしたい。

この報告書には、以下の論稿が掲載されている。

富田哲「原発事故に対する損害賠償のゆくえ 賠償問題に欠けているものは何か」

長谷川珠子「震災・原発事故後の福島における労働問題」

山崎暁彦「東日本大震災後の住まいの退去をめぐるトラブル」

その他、清水晶紀「科研費研究成果報告書」これは研究に対する自己評価である。

ただし、資金難のため郵送することはできず、配布は余り進んでいない。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9件)

- 富田 哲「津波災害に対する企業の責任  
民法学からのアプローチ」『行政社会論  
集(福島大学行政社会学会)』第28巻第  
3号71~90頁(2016年1月)査読なし
- 山崎 暁彦「有料老人ホーム契約に対する  
不当条項規制について」『行政社会論集  
(福島大学行政社会学会)』第28巻第1  
号47~70頁(2015年)査読あり
- 富田 哲「原発訴訟における慰謝料と謝罪  
金 イェーリングに学ぶ」『行政社会論  
集(福島大学行政社会学会)』第28巻第  
1号173~209頁(2015年7月)査読な  
し
- 富田 哲「原発と自死との相当因果関係  
福島地裁平成26年8月26日判決の検討  
」『行政社会論集(福島大学行政社会学  
会)』第27巻第4号117~148頁(2015  
年3月)査読なし
- 清水 晶紀・川合敏樹「原子力法制の過  
去・現在・未来」『香川法学』第35巻第  
1・2号233~259頁(2015年)査読あり
- 清水 晶紀「「規制の虜」の批判的検討と  
その防止策 Daniel Carpenter & David  
A.Moss (eds), Preventing Regulatory  
Capture: Special Interest Influence  
and How to Limit It」『アメリカ法』  
2015-1, 55-61, 2015年、査読なし
- 清水 晶紀「米国原子力安全規制の基本構  
造と法的特徴」『比較法研究』76号4~26  
頁(2014年)査読なし
- 清水 晶紀「放射能汚染対策行政の法的構  
造とその課題」『行政社会論集(福島大学  
行政社会学会)』第27巻第1号53~86頁  
(2014年)査読あり
- 清水 晶紀「除染行政における裁量判断の  
枠組みとその法的規制」『公法研究』75  
号264~275頁(2013年)査読あり

〔学会発表〕(計 7件)

- 清水 晶紀「日本学術会議「東京電力福島  
第一原子力発電所事故による長期避難者  
の暮らしと住まいに関する提言」の紹介  
と若干の検討」日本環境会議福島原発事  
故賠償問題研究会・明治大学駿河台キャン  
パス(東京都千代田区)・2015年9月  
26日
- 清水 晶紀・川合 敏樹「原子力法制の過  
去・現在・未来」香川大学法学会・香川  
大学幸町キャンパス(香川県高松市)・  
2014年12月12日
- 清水 晶紀「福島原発事故と原子力安全規  
制の今後 日米比較の観点から」大阪大  
学プロジェクトTIGER研究会・大阪大学  
豊中キャンパス(大阪府豊中市)・2014  
年11月28日
- 清水 晶紀「福島事故と原子力安全規制の

今後・アメリカ」比較法学会・立命館大  
学朱雀キャンパス(京都府京都市)・2014  
年6月8日

— 清水 晶紀「米国原子力安全規制の基本的  
枠組みと法的特徴」比較法外国法研究  
会・上智大学四谷キャンパス(東京都千  
代田区)・2013年12月14日

— 清水 晶紀「原子力損害対応における公法  
の役割」(沖縄法政研究所研究会第48回  
研究会・沖縄国際大学宜野湾キャンパス  
(沖縄県宜野湾市)・2013年9月20日)

— 長谷川 珠子・清水 晶紀「原子力災害時  
の避難をめぐる制度・組織のあり方」原  
子力損害賠償災害法制研究会・福島大学  
金谷川キャンパス(福島県福島市)・2013  
年8月23日)

〔図書〕(計 1件)

— 長谷川 珠子(菊地 馨実との共著)「福島  
で暮らす意味 学生と向き合うなかで見  
えてきたこと」菊地馨実編著、早稲田大  
学菊地ゼミ+福島大学長谷川ゼミ『ふく  
しま・震災後の生活保障 大学生たちの  
目で見た現状』(早稲田大学出版部・2013  
年)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕  
ホームページ等  
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

- 1. 富田 哲(TOMITA Tetsu)  
福島大学・行政政策学類・教授  
研究者番号: 40197926

(2) 研究分担者

- 2. 清水 晶紀(SHIMIZU Akinori)  
福島大学・行政政策学類・准教授

研究者番号： 20453615

3 . 長谷川 珠子 (HASEGAWA Tamako)  
福島大学・行政政策学類・准教授  
研究者番号：40614318

4 . 塩谷 弘康 (SHIOYA Hiroyasu)  
福島大学・行政政策学類・教授  
研究者番号：50250965

5 . 山崎 暁彦 (YAMAZAKI Akihiko)  
福島大学・行政政策学類・准教授  
研究者番号：50451505

(3)研究協力者

6 . 高瀬 雅男 (TAKASE Masao)  
福島大学・名誉教授  
研究者番号： 90109710